

スポーツによる地域活性化のトレンドと自治体の役割【前編】

拓殖大学商学部准教授 松橋 崇史

編集者注：本稿は、広く地方公共団体の今後の施策に役立てていただけるようなコンテンツを提供すべく御執筆いただいたものです。

※ 後編は、次回発信の予定です。

1. 地域活性化におけるスポーツの特徴とその持続性

スポーツを地域活性化に活かそうとする動きが加速している。

こうした動きは 2000 年代以降に徐々に加速し、認知されてきたものだ。地域密着を掲げ実践した Jクラブが、スポーツによる地域活性化の流れを作りだした。2002 年 FIFA ワールドカップ日韓大会では、大会会場になった自治体に限らず、参加国代表チームのキャンプ地となった自治体でも地域活性化に結び付く取り組みが進んだ。

2000 年代前半と比べ、プロクラブやマラソン大会など、市民が関わりながら応援できるスポーツコンテンツが各地に誕生し、スポーツと地域活性化の関係を意識するシーンが増えた。

2009 年には 2019 年のラグビーW杯、2013 年には 2020 年東京オリンピック・パラリンピック

(以下：東京オリパラと呼ぶ) の開催が決まった。内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局は、東京オリパラに参加する国と地域の事前キャンプなどをホストする地域を募る「ホストタウン事業」を展開し、東京オリパラを全国各地の地域活性化のきっかけに活用してもらおうとしている。

地域活性化においてスポーツが持つ特徴とは何だろうか。そして、その役割を果たし、スポーツが持続的に地域活性化に寄与するために必

要なことは何だろう。本稿では、3つの特徴を紹介し、その後、持続性を持たせる方法の概要に触れながら考えていきたい。

2. 外のチカラを呼び込み地域活性化を促す

1つ目の特徴は、域外のトップクラブやアスリートなどを呼び込むことによってゲーム・大会や交流を生み出すことである。地域活性化の源泉が、地域に存在する「資源」(人、施設、祭り、伝統・文化、自然等)であり、その活用や発見、創出を重視することであるとすれば、スポーツの特徴は、域外からトップクラブやトップアスリートという「資源」を引き込んでゲーム・大会を生み出し、地域活性化の源泉となる地域資源を新たに生み出せることにある。スポーツはもともと大会やリーグ戦、合宿で移動を伴うことを前提にしているため、交流人口を増やすための方策を考える立場からすると、検討・選択しやすいコンテンツである。地域活性化として期待される効果は扱うコンテンツによって変わるものの、以下で触れるような交流人口増加に伴う経済効果、観光振興、地域の情報発信の促進、市民協働の促進などが想定できる。これは、市町村においても、都道府県においても、国家でも同じ議論が可能だろう。

経済効果の創出

2015年にJ1に初昇格した松本山雅FCを持つ松本市では、ホームゲームのたびに繁華街が賑わい、ホテルの宿泊数が伸び、試合翌日にはアウェイチームのサポーターが市内観光に繰り出す光景が見られた。大規模なスポーツイベントは、域外から多くのアスリートを呼び込む。地域内のアスリートも参加する。多くの人々が観

戦、応援を行うことで活気が生まれ、来訪者による宿泊や飲食に伴う経済効果も期待できる。国際的なメガスポーツイベントでは、海外から多くのトップアスリートや観戦者が来日する。2019年のラグビーW杯では4300億円を超える経済効果が生まれたとされる。昨今、全国的に進められているサイクリングコースの拡充は、アスリートを呼び込むインフラを整備していくことで、観光振興として加速する。

市民協働の推進

プロクラブやスポーツイベントは、市民の地域への愛着や誇りを高めることにも寄与するだろうし、市民が協働するシーンが生まれればソーシャルキャピタルの醸成にも寄与することが考えられる。伝統的なマラソン大会として知られている鹿児島県指宿市の「いぶすき菜の花マラソン」は、2020年大会で第39回目を迎える。当初は、指宿温泉の来訪者を増やす目的で正月明けの土日に開催されたものである。現在は、コース沿いで、ランナーたちに様々なおもてなし（自発的に始まったもので私設エイドと呼ばれている）をする大会として知られている。振る舞う人々にとっても地域をあげた年始の行事として、地域の一体感を感じるイベントとして定着している。

一過性のイベントも地域活性化の貴重な機会

スポーツの場合、イベントが一過性になることも多い。国民体育大会（国体）や全国高等学校総合体育大会（インターハイ）はその分かりやすい例である。オリンピック・パラリンピックやワールドカップの開催も同様である。こうしたメガスポーツイベントの受け入れは自治体の負担が大きくなり、国際理解など教育的な効果などが期待できる一方で、準備にかかった予算や労力に見合った経済効果が生み出されることはあまり無いとされる。しかし、一過性のイベントを受け入れたことを通じて地域活性化の

契機を掴む場合もある。

大分県の旧中津江村が、2002年FIFAワールドカップ日韓大会に参加するカメルーン代表チームのキャンプ地になったことがその好例である。「九州の菅平」を目指して整備した鯛生スポーツセンターの稼働率がカメルーンのキャンプ効果によって大きく上昇した。鯛生スポーツセンターは、戦前東洋一と呼ばれた鯛生金山の廃石を山間部に積み上げた結果生まれた平地に建設された。「山の上の平地」という金山が遺した地域資源を村の活性化に活かそうする重要施策が実を結ぶことになったのである。W杯やオリンピック等のメガスポーツイベントに伴うキャンプ誘致が当該地域の活性化に与える影響は次回発信の後編で詳しく触れる。

3. 全国や世界レベルへのアプローチがもたらす地域活性化効果

2つ目の特徴は、地元のクラブやアスリートが、全国や世界レベルの大会やリーグに参加することで、地域の盛り上がりや創出できることにある。地元クラブがプロリーグに昇格する、プロリーグで活躍する、地元の高校が甲子園に出場する、地元出身者がプロ選手になって活躍する、オリンピックに出場する、などのニュースは、地域内での注目を集める。新聞やテレビのメディアソースになって地域を活気づける情報となり、そのことで応援が盛り上がり、スポーツが、地域の「資源」を集約する役割を果たしていることになる。

Jリーグ参入が生み出した協働

ヴァンフォーレ甲府は、参入当初に経営危機を経験した（当時は創設初期のJ2に所属）が、その後にクラブの経営方針を刷新し、徹底して地域密着を図る。今では当たり前になっているが、スポンサーメニューに低額メニューを設けて多くのスポンサーを募り、地域に支援を依頼する中で、物品協賛（食品などの提供）からサ

ービス協賛（散髪や銭湯入湯の無償化など）まで様々な支援を受け入れる。クラブは、頑張っ
てリーグ戦を戦うと同時に、地域のお祭りに参
加し、支援に応えるようにした。新聞を通じて
様々な協力に対する御礼記事を掲載し、多くの
支援を「可視化」した。その後、クラブは経営
立て直しに成功し、J1 昇格を果たす。ヴァンフ
ォーレ甲府の経営は地域密着経営として、多く
のプロクラブに参照されていくことになるが、
ヴァンフォーレ甲府が行ったことは、地域に存
在する資源を、クラブを通じて繋ぎあわせ、地
域のチカラを体現したことであった。

プロ野球球団がもたらす都市開発

2004 年の球界危機を乗り越えて 2010 年代に
入ってから花開いた東北楽天ゴールデンイー
グルスや広島東洋カープの経営的成功は、大きな
経済効果を広島市と仙台市にもたらしている。
両球団による、公共施設である球場増改築に対
する多額の支出（毎年 10 億円前後）は、自治体
の負担を低減しながら球場の魅力を高め、各球
団の事業展開を支えている。楽天ゴールデンイ
ーグルスによって増改築が進む宮城球場（現：
楽天生命パーク宮城）は仙台駅東側のランドマ
ークとなり、年間 200 万人前後の観戦者が訪れ
る。広島市では、広島市民球場の新築後に、近
隣地域の開発だけでなく、最寄りの都市再開
発案件（新幹線広島駅の南側の再開発プロジェク
ト）が一気に動き出し、200 メートル級の複合
ビルが 2 棟建った。広島市内の地価の中心部も、
旧広島市民球場周辺から新広島市民球場の方向
へと移動した。

「スポーツのまち」の波及効果

全国には「スポーツのまち」として頑張る地
域がある。「ホッケーのまち」と呼ばれる自治体
もその一例だ。岩手県岩手町、富山県小矢部市、
福井県越前町、島根県奥出雲町などが有名だ。
これらの自治体は国体のホッケー会場になるこ

とを契機にホッケー振興に取り組み、各世代で
強豪チームを輩出し、多くの日本代表選手を輩
出してきた。「ホッケーのまち」では、指導はも
ちろんのこと、遠征費の寄付を集め、全国大会
の会場になれば皆で支える体制を作る。体制維
持は大変ではあるが、ホッケーで育った人材が
大学を卒業して地元に戻るなどして、地域活性
化としてホッケー振興を担っている。

「ホッケーのまち」や「ハンドボールのまち」
と呼ばれる自治体は古い歴史を持ち、一朝一夕
に体制を構築できるわけではないが、他地域で
種目振興が進まない中で、先行的に取り組んだ
ことが、現在の地位を築いている。スポーツ界
には次々に新しい種目が仲間入りしている。東
京オリンピックからも「スケートボード」や「ス
ポーツクライミング」「サーフィン」が新種目と
してエントリーされている。普及強化の担い手
や方法は時代と共に変化が求められるが、特定
の種目振興への特化は、地域活性化にスポーツ
を活かす 1 つの切り口となる（詳細は、松橋崇
史・金子郁容・村林裕、「スポーツのちからーソ
ーシャルイノベーションの実践ー」、慶應義塾大
学出版会、2016 年を参照頂きたい）。次回発信
の後編では「自転車の聖地」に名乗りを上げた
山梨県山中湖村の事例にも触れる。

著者略歴

拓殖大学商学部准教授
松橋 崇史（まつはし たかし）

専門は、スポーツマネジメント、スポーツ政策、ソーシ
ヤルイノベーション。

慶應義塾大学総合政策学部卒業。慶應義塾大学大学院
政策・メディア研究科博士課程単位取得退学。博士（政
策・メディア）。東京工科大学メディア学部助教を経て、
2016 年 4 月より現職。

他に慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准
教授、一般社団法人スポーツによる地方創生推進会議代
表理事を務める。

自治大学校における研修講義の紹介

ソーシャルメディアと地方自治【後編】

東京工業大学リーダーシップ教育院准教授 西田 亮介

編集者注：本稿は、自治大学校で令和元年8月6日（火）に行われた第1部課程第132期及び第3部課程第110期における研修講義の内容を整理したものです。

本文中、青字の箇所は関連するウェブサイトへのリンクが貼られており、その運営主体の名称を脚注に挙げています。（アドレスは令和2年1月時点）

※【前編】は、2019年11月に発信しています。

2019年8月6日に筆者が自治大学校で実施した「ソーシャルメディアと地方自治」の内容を振り返る本連載ですが、前半では以下の2つの主題を扱いました。

- ①ソーシャルメディア、SNSをめぐる昨今の動向
- ②ソーシャルメディアと政治、行政の抽象的主題

①では最近のネットのトレンドがスマートフォンを中心にしたものとなり、InstagramやTikTokのように静止画や動画を活用したコミュニケーションが増加していること、それによって長くインターネット上のコミュニケーションが前提としていたテキスト中心のコミュニケーションが必ずしも自明ではなくなっているという話題を扱いました。

続く、②では、近年のSNSに関する抽象的な主題を取り上げるということで、先の米大統領選挙やイギリスのEU離脱の是非を問うた国民投票に際してのSNSを通じた介入と関連する「ポスト・トゥルース」と「シャープパワー」を取り上げました。好むと好まざるとに関わらずメディアの技術的变化、メディア環境の変容等の理由によって、そして政治や行政での活用においても、新たなリスクが生じつつあること



に言及しました。

続く、後編では以下の2つの話題を取り上げます。

- ③ ソーシャルメディアの政治、行政における活用
- ④ ソーシャルメディアと自治体広報

まず③では最近の日本の政治や行政の文脈におけるSNSの新しい活用例についていくつか言及し、続く④では自治体広報におけるSNSの活用の際しての示唆に言及します。

③ ソーシャルメディアの政治、行政における活用

政治や行政といった公共部門の電子化が遅れていると言われがちな日本社会ですが、近年これらのICT化は大きく改善しています。SNSの利活用についても同様です。注目すべきいくつか

かの契機があります。政治についていえば、2013年の公職選挙法の改正に伴うインターネット選挙運動の広範な解禁でしょう。

公職選挙法は選挙について規制する法律ですが、従来の総務省の見解は選挙運動にインターネットを活用することは難しいというものでした。しかし近年のメディア環境の変化と、政治（政党）力学の変化のなかで、徐々にその必要性が取り上げられるようになっていき、2013年の公職選挙法の改正に結実します。一般有権者の電子メール利用などいくつかの制限や既存の規制との整合性の課題等は残りますが、例えば枚数や大きさ、台数まで制限される他の媒体（文書図画）と比較すると、相当自由に選挙運動にインターネットを使うことができる環境が整備されました。

インターネット選挙運動の解禁後、政治の世界は一気にネットに適用しようとし、選挙運動と政治活動が法律と判例上は区分されるものの一般有権者には理解しにくいことなどとも関係するでしょうが、インターネット選挙運動の広範な解禁以後、政治活動におけるインターネット利用、すなわちインターネットを活用したキャンペーンも活発化していきます。2000年代を通じて一貫して広報能力を強化してきた自民党を中心に、現在では多くの政党がインターネット上で多様な選挙運動、政治活動上の実践を試行錯誤し続けています（これらの詳細については、拙著『メディアと自民党』（角川書店、2015年）、『情報武装する政治』（KADOKAWA、2018年）等参照のこと）。

新しい情報環境への適応という意味では、政府や行政においてもインターネットを使った取り組みが活発化しています。ちなみにですが当時の総理府が「首相官邸ホームページ」を立ち上げたのは1994年のことで、1999年には月間約400万アクセスがあったと言われています

（宣伝会議、1999、「知って得する政府広報」『宣伝会議』597：81-91。）。

日本のインターネット元年が、Windows95が発売されインターネットアクセスが簡単になり、またユーキャンの新語・流行語大賞に「インターネット」がノミネートされた1995年と言われていることから、政府が首相官邸ホームページを用意したのはなかなか早い時期だったといえるのではないのでしょうか。

以後、インターネットを活用した新しいサービスが登場するたびに、政府も広報活動に取り入れています。例えば2001年には小泉政権のもとでメールマガジンの活用が試みられています。2001年5月29日に創刊準備号が配信されています（<https://www.kantei.go.jp/jp/m-magazine/backnumber/2001/0529.html>¹）。

2008年にはYouTube「首相官邸チャンネル」が開設されていますし、2011年3月から東日本大震災に関連した広報のためにTwitterとFacebookのアカウントを取得し、広報を開始しています。2012年にはLINEアカウントも開設。いずれも「運用ポリシー」を設けて運用する形式です。2014年からニュースアプリのSmartNewsにも政府アカウントを開設して、ワンストップの情報発信を行っています。

最近では若い世代や女性に人気があるInstagramのアカウント（@kantei）を設けて、情報発信を行っています。2017年12月27日に最初のポストがなされていますが、日々発信が洗練されていっているのが印象的です。当然ですが、専門人材を登用しつつ、活用のルールを整備、公開しています。

Instagramを使った発信にはソーシャルメディア・ポリシーに相当する「Instagram 首相官邸アカウント（@kantei）運用ポリシー」（https://www.kantei.go.jp/jp/pages/instagram_policy.html²）を設けて、(1)首相官邸の

¹ 内閣官房内閣広報室

² 内閣官房内閣広報室

日々の動き、(2)内閣が取り組む重要政策等を発信するアカウントと定義した運用がなされています。クリエイティブ・コモンズの「CC BY」との互換性が記されている点も注目に値します。この他にも、内閣官房が管理する多様な目的のための SNS アカウントが存在しています (<https://www.cas.go.jp/socialmedia/index.html>³⁾)。

現状の政府広報の体制としては、内閣広報室が「内閣の重要政策に関する広報の推進」と「首相官邸からの情報発信」を担当することから、戦略の要となって各府省庁との総合調整を担っていると考えられます。

政府、官邸の広報能力強化は行政改革上の課題としても認識されていました。内閣指揮監督権限の強化、内閣府における総合調整機能から企画立案機能重視へのシフト等が構想されるなかで、広報の重要性が浮上したと考えられています。1998年の中央省庁等改革基本法が成立し、現在の1府12省庁体制へと移行することになりますが、その過程で内閣法が改正され、政治任用ポストとして内閣広報官が新設されています。政府広報の高度化、情報化対応の背景にはこのような行政課題としての広報能力強化や組織、ルールの再編と整備が関係しています。

④ ソーシャルメディアと自治体広報

いま、なぜソーシャルメディアを活用した自治体広報が求められているのでしょうか。改めて考えてみましょう。まず市民と生活者のニーズの変化を挙げるができるでしょう。本稿前編(①ソーシャルメディア、SNSをめぐる昨今の動向)でも述べたように、メディア環境は大きく変化し、人々の情報行動もメディアに対する認識や信頼、ニーズも大きく変化しています。

新聞を取らない世帯が増え、多くの情報をイ

ンターネットで入手する若い世代が増えるにつれて(……といっても、前述の通り60歳未満の世代の各層でインターネットの利用率は9割に上ります)、「インターネット上に(≒自分たちが利用するSNS上に)情報が無い」「入手しにくい」ことに対する不満が増加しやすくなっています。ある意味、当然のことです。

また大量に流通するオンライン上の、SNS上の「非公式情報」に対処する必要を指摘することができます。自治体が公式情報を出さない、あるいは入手しにくい状態を放置していると、人々の情報に対するニーズに応えるかたちで正確性も信頼性も定かではない非公式情報が大量流通しがちです。フェイクニュースや、災害時のデマなどを例に挙げるすることができます。ときには悪意をもった発信や介入も生じますし、災害時などには人命に関わります。換言すると、こうした問題を防ぐためにも、各自治体は素早く精度の高い情報を広く周知させる≒社会、一義には市民が入手しやすい媒体に発信する、必要があるというわけです。

このような状況を踏まえると、プレスリリースを発信する、危機発生時に記者会見を実施する、記者からの要望があったときに対応するといった受動的な広報はいうまでもなく、積極的な広報、もう少しいうなら戦略的かつ体系的な広報とそのための環境整備、直接的には組織とルールの整備が求められています。自治体広報で見られがちですが、感度の高い上長や、新しいメディアに長けた人材がいる部局で試験的に新しいアカウントを開設して使ってみるというパターンです。上手くいくこともありますが、炎上したり、自治体人事に付き物の定期異動であつという間に使われなくなってしまうことも。多くの場合、古い、当然SNSのためには作られていないルール(規則や規定等)を無理に読み替えて使ったりしている例が多いようです。

³ 内閣官房

もちろん使い始めはこうして始まるのは止むをえないと思いますが、中長期の運用に際してはそれらの整備が必要です。規模の大きい自治体ほど重要です。各部署で SNS アカウントが乱立気味に開設されていたり、整合性が怪しかったり、行政が発信すべき内容や形式（口調）かどうかといったリスク要因がコントロールされないまま放置されていたりといった状況が散見されます。

インターネットや SNS ならではのメディア特性を踏まえつつも、行政の一貫性や継続性というより上位に来るべき概念を念頭に置き、両者をバランスさせる組織上、ルール上の整備は、自治体広報の改善というとき忘れられがちです。広報が民間中心に発展しているがゆえに、民間企業の著名な PR パーソンを登用したり、研修に多く招聘する傾向とも関係するのかもしれませんが。

図式的にいうなら、縦軸にコンテンツの質の軸を取り、上下に個性的か否かという尺度を設け、横軸に発信者の軸を取り、属人的か否か（≒汎用性が高いか否か）という尺度を設けて四象限を考えてみましょう。民間企業や個人の広報のグッド・プラクティスが当面達成すべきはコンテンツも発信者も個性的であるということでしょう。ですが人事ローテーションが通常 2～3 年以下の地方自治体の場合は、右上のコンテンツは個性的でありながらも、発信者は汎用性の高さが求められることがわかります。

これらはどのように達成しうるのか、また筆者が 5 年にわたってコミュニケーションズ・アナリストを務めている千葉市で具体的に何を構想、提案してきたのか、それらがどの程度具体化し、成果と課題が出たのかということについては紙幅も尽きてきたこともあり、別の機会に譲りたいと思います。

いずれにしてもメディア環境が変化し、各自治体がソーシャルメディアを活用し、やや大きさにいえば地方自治に取り入れていくことが期

待されている時代を迎えています。言うまでもなく各自治体のグッド・プラクティスが局面を切り開いていきます。多様なアイデアと試行錯誤、創意工夫を期待しています。

著者略歴

東京工業大学リーダーシップ教育院准教授
西田 亮介（にしだ りょうすけ）

慶應義塾大学政策・メディア研究科博士課程単位取得退学。博士（政策・メディア）。東京工業大学大学マネジメントセンター准教授、同大学リベラルアーツ研究教育院准教授を経て2018年より現職。



自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（第1部・第2部特別課程第37期）

東京都庁 佐久間 麻由

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 はじめに

まだ暑い9月の初め、不安と期待が入り混じった気持ちで立川駅に降り立った。「業務に穴をあけて迷惑をかけてしまうな」、「生活環境が変わるのについていけるかな」、「同期の仲間はどんな人だろう」と考えながらも地図を頼りに約20分。気が付けば目の前には自治大学校前の交差点。この瞬間から約3週間、全力で駆け抜けた研修生活を今ここで振り返りたい。

2 基本法制研修B（e-ラーニング）

研修に先立って、地方自治に重要な関連を有する法制（行政法、民法）や地方自治制度、地方公務員制度、地方税財政制度について高度な知識を習得する約2週間の研修（基本法制研修B）がある。業務の都合上参加が困難であった私は、e-ラーニングで履修した。必修の4科目の他、5科目の追加受講が可能だった。予想をはるかに超えるボリュームに圧倒されながらも、時間を見つけ少しずつ学習した。わかったつもりが多く確認テストでは苦労したが、教材のスライドが分かりやすく、何度でも視聴できたので、復習もスムーズで学習効果を上げることができた。修了証書を発行したときは達成感を味わえ、期限に余裕をもって計画的に物事を遂行することの難しさと重要性を改めて感じた。

3 第1部・第2部特別課程

（1）事前課題

ある日、事前課題として、4冊のテキストとレポートの書き方の本が送られてきた。前者は、テキストを熟読し、設問に対する答えをA4用紙2枚程度にまとめ、研修中に使用するもの。後者は、3テーマから1つを選択し、政策課題に対する解決の方向性を示す形で約1万字のレポートを卒業までに作成するもの。事例演習もレポートも、テーマとなったのは自分の業務と全く関係ない分野ばかり。使われている用語も前提となる制度もわからず、まさにチンプンカンプン。それでも、貴重な成長機会と自分に言い聞かせて食らいついた。用語や制度を調べるところから始め、自分の自治体の状況を理解し、自分なりの考えをまとめ上げる。時間的にも厳しく負担感はかなり大きかったが、やればやるほど新しい知識が増えていく。これまで「食わず嫌い」で複雑な制度の学習は極力、自身の業務に関わる範囲に限定してきたが、多様な制度を体系的に理解することで自身の業務への理解がより一層深められると分かり、周辺知識を獲得することは肝要であると心得た。

（2）研修内容

座学、事例・ディベート演習、レポート作成の3要素で構成された研修を一文で表すなら「幅広い分野を、約3週間で存分に『学び倒す』という贅沢」になるだろう。

座学でまず驚いたのは、講師陣の質の高さだ。講義の内容は言うまでもなく、70分という時間が短く感じられるほど引き込まれるプレゼンテーションを、多い日で5パターン、毎日体感できる。日々の業務を遂行する中ではなかなかできない贅沢体験である。また、比重が高かった事例演習とディベ

ート演習は、事前課題を基に、4名程度のグループで討論し、限られた時間でグループの結論をまとめなくてはならない。全国津々浦々、様々な規模の自治体から集められたメンバーであるがゆえ、いざ討論を始めると、切り口も、課題設定も、解決の方向性も何もかもが新鮮。自分の中で「常識」と思っていたことが、他の人からすると「非常識」であることを知ったり、まったく思いつかなかった視点から物事をとらえている人がいたり、発見の連続だった。同時に、異なる意見をどうまとめるのかというファシリテーション能力を鍛える時間でもあったと感じている。一番の不安要素だったレポート作成は、「読みやすく、表現したいことが相手に正確に伝わる」ことを意識して取り組んだ。調べたこととそこから考えたことを漏らさず入れ込み、論点がずれないように整理しながら、自分の言葉で表現するのが、どれほど骨の折れることなのか。提出できたのは、卒業間際の締め切り前夜で、その時感じたのは安堵と寂しさだった。

4 研修で得たもの

本研修で得たものは、幅広い視野、多くの視点、一段高い視座そして深い知見と、これまでの自分がいかに「井の中の蛙」として生きてきたかを思い知ることができたのも、大きな収穫の一つである。また、講義や演習の中で、課題発見力やコミュニケーション力、情報整理力そして思考力を涵養できたと感じている。職務遂行に直結する能力の向上というだけでも十分な成果と言えるが、なによりこの研修に参加しなければ一生出会えなかったかも知れない素晴らしい方々とのめぐり逢いこそが財産である。励ましあい課題を乗り越え、時に熱く議論を交わした同期の仲間たちはもちろん、講師や自治大学校職員等、関わってくださった全員と過ごした一瞬一瞬が何物にも代えがたい宝物となった。

5 おわりに

9月27日、気持ちいい秋晴れの下、私は自治大学校を卒業した。学生生活の初めに感じた不安は気づけば期待に塗り替わり、その期待は一度も裏切られないまま、いつの間にか口ずさめるようになった校歌を歌い切っていた。ただ直向きにがむしゃらに駆け抜けたのは、いつぶりだろう。まだ自分にもできるのだと卒業証書を受け取ったとき、少しだけ自信が持てた。全身で受け取った「これからの地方自治を支える公務員として『目先のことだけにとらわれてはだめ』『本質を見抜く鍛錬を積んでほしい』」というメッセージは、周りの職員に伝えていきたいことの一つだ。日々の業務に忙殺されるだけでは得られない大切なものを手にした私の自治大生活。生涯忘れられないだろう。



マネジメントコース研修生のつぶやき

編集者注：このコンテンツは、マネジメントコース(※)の研修生が持ち回りで担当し、それぞれの所感等を述べたものです。

※ 自治大学校における一年間の研修であり、研修期間中の概ね半分は自治大学校における実務に参画し、もう半分は通常の研修(第1部課程等)を履修することにより、実践的に高度の政策形成能力及び行政管理能力の向上を図るもの。

今回は、マネジメントコースとはなんぞやという疑問にお応えしたいと思います。

マネジメントコースとは、地方自治体から1年間自治大学校へ派遣され、8ヵ月間は教務部や教授室で総務省職員とともに業務に従事し、4ヵ月間は地方自治体から参加する一般の研修生達と一緒に基本法制研修A、第1部課程研修を受講するというものです。

私は4月から10月上旬まで教務部で業務したのち、基本法制研修Aを受講し、現在は第1部課程研修のまっただ中にいます。1月末に第1部課程を卒業した後は、残り2ヵ月間、再び教務部で業務に従事することとなります。

マネジメントコースの意義は、大きく分けて2つあります。

まず、教務部や教授室で実際に勤務することで、これまで各自治体で長く働いてきて培った仕事観を省みる機会となります。総務省の職員と協力しながら仕事をすることで国のスピーディな仕事観や勘所を学ぶことができます。

次に、1年間という長期間、離れて暮らすことで改めて家族や友人、職場の同僚に感謝の思いを抱くとともに、自分という人間と向き合う絶好の機会となります。限られた時間をどう過ごすかは各人に委ねられています。勉学に勤しむも東京近郊でしか体験できないことに重きを置くも共同生活に傾倒するもすべて自律進取の精神に委ねられています。

マネジメントコース生の私は3月末まで自治大に残ることになるので、1月末の卒業式の日には他の研修生を万感の思いで送り出すこととなります。おそらく2月～3月は心にポツカリと穴が空いたような気分にさいなまれるでしょう。地元に戻った際に恩返しができるよう残りの限られた時間を自覚し、有意義に過ごしたいと思います。

(S.T)



(政策立案演習のメンバーとともに)